

保護者の皆様方へ「ゾーン30」の表示について

市川三郷町立 市川中学校

先週、学校周辺の通学路に、「ゾーン30」の指定がされました。警察署の方のお話では、通学路や細い道などで速度制限の標示がない場所に歩行者優先で速度制限30kmの「ゾーン30」を指定していますとのことでした。皆様ご承知おきください。(※裏面もご覧ください)

交通規制「ゾーン30」ってなに？

「ゾーン30」とは、生活道路や通学路などの区域（ゾーン）の自動車等の交通量を抑制するため、区域（ゾーン）を設定して区域内の道路に速度規制を実施することにより、歩行者や自転車の安全性の向上を目的とした交通規制です。

区域内は、指定最高速度30キロメートルに規制され、歩行者の通行が最優先されます。

付近を通行の際は、歩行者保護のため、できるだけ主要幹線道路（国道、県道等）を利用して下さい。

■ 「ゾーン30」指定地域の標識や表示

「ゾーン30」区域への入り口には次のような標識や標示が設置されています。



市川小学校・市川中学校の児童・生徒が利用する通学路の6か所に、「ゾーン30」の路面標示がされました。標識に関する説明は上の通りです。
制限速度30km・歩行者優先道路というエリアです。



学園橋交差点



碑林公園第2駐車場付近本校
へ向かう道路



山梨義塾前宝珠院へ向かう道路



睡眠工房小沢店手前路地



金毘羅神社参道手前の路地



市川中学校前横断歩道近くの路地

●の部に「ゾーン30」の標示があります。速度30km制限エリアとなっています。

